

議員提出議案第11号

中央自動車道高井戸・八王子間の料金撤廃に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成16年9月27日

提出者

3番 島崎 義司

25番 与座 武

6番 田辺 あき子

9番 本間 まさよ

10番 近藤 和義

15番 山本 ひとみ

17番 松本 清治

20番 井口 良美

28番 深沢 達也

武蔵野市議会議長 田中 節男 殿

中央自動車道高井戸・八王子間の料金撤廃に関する意見書

平成13年に国は一連の特殊法人改革の一環として、道路4公団（日本道路公団・首都高速道路公団・阪神高速道路公団・本州四国連絡橋公団）を平成17年度までに民営化する方針を打ち出しました。

その民営化論議が深まる中、首都高速道路公団については現状のまま残り、現在の日本道路公団が3つに分割されることが決定しています。

そのような形態になれば、東京都内には2つの高速道路会社が誕生することになり、三多摩地域に居住する者はこれまでと同様、同じ都民でありながら二重に料金を負担するという、三多摩格差が依然として是正されないままになることが予想されます。

現在東京都は、首都高速道路公団に対し、1,822億円に上る出資と2,210億円もの無利子貸付を行っていますが、当然この中には三多摩都民の税金が含まれており、そもそも高速道路については、本来通行料金によってその建設費が償還された時点で無料化されるべきものと思われれます。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し、交通渋滞を引き起こす最大の原因の一つである高速道路上にある永福・三鷹料金所を取り除くことによる利便性の向上、経済的効果、そして同じ東京都民としての公平性の観点から、公団民営化に至る間に、中央自動車道高井戸・八王子間の料金撤廃を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年 9 月 日

武蔵野市議会議長 田 中 節 男

内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

あて